

【前文】○府民の健康(健康に暮らすことへの希望、明るく活力ある社会の基盤) ○府民の健康を取り巻く環境変化(少子高齢化、疾病構造の変化、平均寿命の延伸等) ○府民の健康課題(健康寿命の延伸、市町村間の健康格差の縮小等)
○健康課題への対応(府民の主体的な健康づくりと社会全体での支援、ライフステージに応じた取組み等) ○府民の健康づくり(気運の醸成、府民の主体的な取組み、様々な主体による連携等)

【第一章】総則…目的、定義、基本理念、各主体の役割等

(第1条) 目的

- 健康づくりの推進について、基本理念を定め、府の責務、市町村の協力をはじめ、府民、事業者、保健医療関係者、医療保険者及び健康づくり関係機関等の役割を明らかにする。
- 健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、府民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現する。

(第2条) 定義

- 健康づくり：府民が自らの健康状況に合った健康に関する知識を習得し生活習慣の改善等を行うことにより、主体的に心身の健康の保持及び増進に取り組むこと
- 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
- 健康格差：府内の市町村における健康寿命の差
- 事業者：他人を使用して事業を行う者
- 保健医療関係者：保健医療の専門的立場から健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供する者
- 医療保険者：保険者(健康増進法第6条第1号から第6号及び第10号に掲げる者)
- 健康づくり関係機関等：健康づくりに資する取組みを行う教育機関、公的研究機関、地域団体等

(第3条) 基本理念

- 健康づくりは、府民一人一人が健康づくりへの関心と理解を深め、自らの心身の状態に合った健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組む。
- 健康づくりは、府、市町村、府民、事業者、保健医療関係者、医療保険者及び健康づくり関係機関等は、健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組む。

(第4条) 府の責務

- ・健康増進法に関する計画、歯科口腔保健の推進に関する法律の基本的事項及び食育基本法に関する計画に基づき、健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定・実施、健康づくりへの関心と理解を深めるための気運の醸成 など

(第5条) 府と市町村の協力

- ・健康づくりの推進に当たって、市町村と連携・協力 など

(第6条) 府民の役割

- ・健康づくりに継続して取り組む、特定健診、がん検診、歯科検診の受診、かかりつけの医師・歯科医師等の活用による自らの心身の状態把握 など

(第7条) 事業者の役割

- ・事業者による、その使用する者に対する健康情報の提供、健康診査の実施その他の健康づくりを推進 など

(第8条) 保健医療関係者の役割

- ・必要な保健医療サービスを府民が適宜受けられるよう努める など

(第9条) 医療保険者の役割

- ・特定健康診査の受診しやすい環境整備、特定保健指導の質の向上等の取組み など

(第10条) 健康づくり関係機関等の役割

- ・人材、情報、手法等を活用した健康づくりのために必要な取組の推進 など

(第11条) 連携及び協働

- ・各主体の連携・協働、大阪の特性や地域資源(教育文化・産業経済・福祉等)を活かした取組み など

【第二章】健康づくりの推進に関する施策…大阪府が講じる施策

(第12条) 健康教育等の充実

- 学校、職場及び地域における健康教育の促進、及び年齢、性別、心身の健康状態に応じた健康づくりに関する正しい知識の習得や活用にかかる普及啓発その他の必要な施策を講ずる。

(第13条) 食生活の改善、運動・休養等の実践

- 【食生活】朝食を摂る習慣の定着、栄養バランスの摂れた食事に関する普及啓発、その他生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育の推進その他の必要な施策を講ずる。
- 【運動・休養】運動を定期的に行う習慣の定着の推進、休養及び睡眠に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずる。
- 【こころの健康】こころの健康の保持・増進に関する普及啓発、相談支援その他の必要な施策を講ずる。

(第14条) 歯及び口腔の健康の保持及び増進

- 【歯及び口腔の健康の保持及び増進に係る普及啓発】歯及び口腔の健康の保持及び増進に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずる。
- 【歯科疾患の予防及び早期発見並びに口腔機能の維持向上】府民の定期的な歯科検診の受診その他の必要な施策を講ずる。
- 【歯及び口腔の健康の保持及び増進を通じた生活習慣病の予防】情報の提供その他の必要な施策を講ずる。

(第15条) 過度な飲酒及び喫煙の対策の推進

- 【飲酒等】過度な飲酒及び喫煙が与える身体への影響に関する正しい知識の習得及び活用に係る普及啓発その他の必要な施策を講ずる。
- 【喫煙】受動喫煙の防止を図るため、受動喫煙の健康への影響に関する正しい知識の習得及び活用に係る普及啓発その他の必要な施策を講ずる。

(第16条) 健康診査等の受診促進

- 【健康診査等】特定健康診査、がん検診その他の健康診査の受診を促進する。
- 【特定保健指導】必要に応じて保健指導の受診の勧奨その他の必要な施策を講ずる。

【第三章】推進体制・方策

(第17条) 推進会議	(第18条) 顕彰	(第19条) 年次報告	(第20条) 調査の実施等	(第21条) 情報提供
・健康づくりを推進するための会議を組織	・積極的な活動を行っているものを顕彰	・毎年、実施状況の評価、報告・公表を実施	・施策を推進するための調査・研究を実施	・各主体に対し情報提供を実施